

## [事案 2025-13] 損害賠償請求

・令和7年10月8日 裁定終了

### <事案の概要>

募集人の説明不足を理由に、贈与税相当額の損害賠償を求めて申立てのあったもの。

### <申立人の主張>

自分の配偶者を契約者、自分を被保険者および年金受取人として、平成4年12月に契約した個人年金保険について、以下の理由により、将来の年金受取時の贈与税相当額を損害賠償してほしい。

- (1)募集人が、契約時に、契約者を配偶者、年金受取人を自分とする場合、年金受取開始時に贈与税が課されることについて説明することなく本契約の勧誘を行ったため、年金受取開始時に多額の贈与税を支払わなければならない見込みである。
- (2)募集人は、募集時、契約者と年金受取人が異なると贈与になるが、後々、契約者を変更すれば問題がないと説明をした。実際に配偶者は、契約締結後に、募集人から「契約者変更はいつでも出来ますが、平成37年1月～平成37年9月の間に現契約者から配偶者に契約者変更してください（贈与のため）」と記載された手書きメモを受領している。
- (3)夫婦であり家計が同じであるため、年金受取人は自分でも配偶者でもよく、仮に、契約時に募集人が適切な説明をしていれば、年金受取人を配偶者として本契約を締結していたはずである。

### <保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)当社の負う説明義務の内容・範囲は、一般に保険契約に関する重要な事項、すなわち契約者が保険契約を締結するか否かを合理的に判断するために必要な事項、具体的には当該保険契約に固有の事項（保険期間、保険料、受取額等）であり、課税上の取扱いは、生命保険契約の内容を構成するものではないことから、説明義務の範囲には含まれない。
- (2)保険契約固有の事項ではないものであったとしても、契約者から照会・質問があった場合には当該事項について回答・説明する義務が生じるものと考えられるが、申立人および申立人配偶者は銀行に勤務していたこともあり、本契約に贈与税が課されること自体は理解しており、個別の質問もなかったものと考えている。
- (3)申立人の提出する手書きメモに関し、募集人は既に当社を退職しており連絡が取れないため、募集人が作成したメモであるかどうか、また、募集人がどのような経緯のもとで手書きメモを申立人配偶者に交付したのかなどの事情は確認できなかった。
- (4)当社は、説明義務を負っていないものの、「なお、契約者と年金受取人が異なる場合には、年金開始の際、年金を受け取る権利について贈与税の対象となります」と記載したご契約のしおりを手交している。
- (5)当社は、毎年、契約内容通知文書を契約者宛に送付しており、平成25年以降作成のものには、契約内容の概要と同様に「※契約者と年金受取人が異なる場合、年金開始時に、年金受取人に贈与税が課税されます」と案内している。そのため、当社は、課税上の取扱いについて、申込時に加えて事後にも説明を行っている。

### <裁定の概要>

## 1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約締結時の状況等を確認するため、申立人に対して事情聴取を行った。

## 2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人の請求は認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。